

岩手県規則第 27 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																																																																					
1 (代決)				(代決)																																																																																					
第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。				第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。																																																																																					
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>主管の部長、総合政策室長又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>主管の部長、総合政策室長又は局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長</td> <td>交通政策参事</td> </tr> <tr> <td>総合政策室長</td> <td>首席政策監又は主管の総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</td> <td>交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>担当技監</td> <td>主管の総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席政策監</td> <td>当該事務を担当する政策調査監、秘書担当課長又は国体担当課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>報道監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災危機管理監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	知事	副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長	副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長		部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	交通政策参事	総合政策室長	首席政策監又は主管の総括課長		局長	[略]		企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長		[略]			担当技監	主管の総括課長		首席政策監	当該事務を担当する政策調査監、秘書担当課長又は国体担当課長		[略]			報道監	[略]		防災危機管理監	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>副知事</td> <td>主管の部長又は局長</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>主管の部長又は局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>副部長又は当該事務を担当する担当技監</td> <td>首席政策監、企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長又は競馬改革推進室長</td> <td>交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>担当技監</td> <td>主管の室長又は総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席政策監</td> <td>当該事務を担当する政策調査監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>報道監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>競馬改革推進監</td> <td>競馬改革推進室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災危機管理監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	知事	副知事	主管の部長又は局長	副知事	主管の部長又は局長		部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	首席政策監、企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	局長	[略]		企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長		[略]			担当技監	主管の室長又は総括課長		首席政策監	当該事務を担当する政策調査監		[略]			報道監	[略]		競馬改革推進監	競馬改革推進室長があらかじめ指定する職員		防災危機管理監	[略]	
決裁権者	代決権者																																																																																								
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																							
知事	副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長																																																																																							
副知事	主管の部長、総合政策室長又は局長																																																																																								
部長	企画室長、総務室長、当該事務を担当する担当技監、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	交通政策参事																																																																																							
総合政策室長	首席政策監又は主管の総括課長																																																																																								
局長	[略]																																																																																								
企画室長、総務室長、地域振興支援室長又は産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長	交通政策参事、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長																																																																																								
[略]																																																																																									
担当技監	主管の総括課長																																																																																								
首席政策監	当該事務を担当する政策調査監、秘書担当課長又は国体担当課長																																																																																								
[略]																																																																																									
報道監	[略]																																																																																								
防災危機管理監	[略]																																																																																								
決裁権者	代決権者																																																																																								
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																							
知事	副知事	主管の部長又は局長																																																																																							
副知事	主管の部長又は局長																																																																																								
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	首席政策監、企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長																																																																																							
局長	[略]																																																																																								
企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長又は競馬改革推進室長	交通政策参事、競馬改革推進監、当該事務を担当する特命参事、担当課長（交通担当課長を除く。）又は特命課長																																																																																								
[略]																																																																																									
担当技監	主管の室長又は総括課長																																																																																								
首席政策監	当該事務を担当する政策調査監																																																																																								
[略]																																																																																									
報道監	[略]																																																																																								
競馬改革推進監	競馬改革推進室長があらかじめ指定する職員																																																																																								
防災危機管理監	[略]																																																																																								
(2) 出先機関における代決				(2) 出先機関における代決																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td></tr> <tr> <td>総合支局</td> <td>総合支局長</td> <td>主管の部長</td> <td>主管の室長、所長又は支所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部長（土木部長を除く。）</td> <td>主管の室長、所長又は支所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支所長</td> <td>部長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				機 関	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]				総合支局	総合支局長	主管の部長	主管の室長、所長又は支所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）	部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	[略]		[略]			[略]				所長	[略]			支所長	部長があらかじめ指定する職員			課長	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 門</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td></tr> <tr> <td>総合支局</td> <td>総合支局長</td> <td>主管の部長</td> <td>主管の室長又は所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部長（土木部長を除く。）</td> <td>主管の室長、所長又は支所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支所長</td> <td>部長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				機 門	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]				総合支局	総合支局長	主管の部長	主管の室長又は所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）	部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	[略]		[略]			[略]				所長	[略]			支所長	部長があらかじめ指定する職員			課長	[略]										
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																							
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																						
[略]																																																																																									
総合支局	総合支局長	主管の部長	主管の室長、所長又は支所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）																																																																																						
部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									
所長	[略]																																																																																								
支所長	部長があらかじめ指定する職員																																																																																								
課長	[略]																																																																																								
機 門	決裁権者	代決権者																																																																																							
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																																						
[略]																																																																																									
総合支局	総合支局長	主管の部長	主管の室長又は所長（室長及び所長を置かない課にあっては、主管の課長又は特命課長）																																																																																						
部長（土木部長を除く。）	主管の室長、所長又は支所長	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									
所長	[略]																																																																																								
支所長	部長があらかじめ指定する職員																																																																																								
課長	[略]																																																																																								

地方振興局	[略]		
	部長（土木部 長を除く。）		[略]
	管理主幹		主管の課長
	[略]		
	[略]		
	管理主幹	主管の課長	
	[略]		
	[略]		
	保健所	所長	次長（ <u>岩手県盛岡保健所</u> 及び <u>岩手県奥州保健所</u> にあっては、副所長）
			主管の課長（ <u>岩手県盛岡</u> <u>保健所</u> 及び <u>岩手県奥州</u> <u>保健所</u> にあっては所長 があらかじめ定める順 位の次長、 <u>岩手県花巻保</u> <u>健所</u> 及び <u>岩手県一関保</u> <u>健所</u> にあっては主管の 課長又は支所長）
[略]			
次長			
主管の課長（ <u>岩手県花巻</u> <u>保健所</u> 及び <u>岩手県一關</u> <u>保健所</u> にあっては、主管 の課長又は支所長）			
[略]			
[略]			
児童自立支 援施設			
<u>シンガポー</u> <u>ル事務所</u>			
先端科学技 術研究セン ター			
[略]			
農業研究セ ンター			
[略]			
副所長			
部長、畜産研究所長又は 県北農業研究所長			
[略]			
[略]			
東京事務所			
所長			
主管の部長			
当該事務を担当する部 長代理			
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長、総合政策室長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長、総合政策室長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長、総合政策室長及び局長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 室長、担当技監、首席政策監、室付、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 室長、担当技監、首席政策監、交通政策参事、室付、部付及び局付の休暇その他の

地方振興局	[略]		
	部長（土木部 長を除く。）	[略]	
	管理主幹	主管の課長又は部長が あらかじめ指定する職 員	
	[略]		
	[略]		
	管理主幹	主管の課長	部長があらかじめ指定 する職員
	[略]		
	[略]		
	保健所	所長	次長（ <u>岩手県県央保健所</u> 及び <u>岩手県奥州保健所</u> にあっては、副所長）
			主管の課長（ <u>岩手県県央</u> <u>保健所</u> 及び <u>岩手県奥州</u> <u>保健所</u> にあっては所長 があらかじめ定める順 位の次長、 <u>岩手県花巻保</u> <u>健所</u> にあっては主管の 課長又は支所長）
[略]			
次長			
主管の課長（ <u>岩手県花巻</u> <u>保健所</u> にあっては、主管 の課長又は支所長）			
[略]			
[略]			
児童自立支 援施設			
先端科学技 術研究セン ター			
[略]			
農業研究セ ンター			
[略]			
副所長			
部長、畜産研究所長又は 県北農業研究所長			
[略]			
[略]			
東京事務所			
所長			
主管の部長			
当該事務を担当する副 部長			
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部長及び局長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長及び局長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長及び局長の休暇その他の服務に関すること。
- (4) [略]

(部長及び局長共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、室長、担当技監、首席政策監、交通政策参事、部付及び局付の休暇その他の

<p>服務並びに総括課長、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、報道監及び政策調査監の服務に関する事項。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の<u>総合政策室長</u>にあっては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。</p> <p>3 [略] (企画室長等共通専決事項)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 本庁の首席政策監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調査監、<u>秘書担当課長及び国体担当課長</u>の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事項。</p> <p>(2) 政策調査監の休暇、<u>秘書担当課長及び国体担当課長の休暇</u>その他の<u>服務並びに職員の服務</u>に関する事項。</p> <p>(3) 政策調査監、<u>秘書担当課長及び国体担当課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関する事項。</p> <p>(企画室長及び総務室長共通専決事項)</p> <p>第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 企画室又は総務室の交通政策参事、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事項。</p> <p>(3) 企画室又は総務室の<u>特命参事</u>、担当課長及び特命課長の休暇その他の<u>服務並びに職員の服務</u>に関する事項。</p> <p>(4) 企画室又は総務室の交通政策参事、<u>特命参事</u>、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事項。</p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、<u>第16条に定める事項及び次に掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）</u>を専決することができる。</p> <p>(1) 設計額1億5,000万円以上5億円未満の工事の執行に関する事項。</p> <p>(2) 設計額5億円以上の工事の予定価格の作成に関する事項。</p> <p>(3) 工事の完成検査及び補助事業の検査に関する事項。</p> <p>(4) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものと除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関する事項。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる事項 (担当技監共通専決事項)</p> <p>第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部の担当事務の処理方針の決定に関する事項。</p> <p>(2)～(7) [略] (総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 本庁の<u>地域支援振興室長</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 報道監、防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事項。</p> <p>(6) 報道監の休暇並びに防災危機管理監、首席技術指導員、担当課長及び特命課長の休暇その他の<u>服務並びに職員の服務</u>に関する事項。</p> <p>(7) 報道監、防災危機管理監、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事項。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の<u>地域振興支援室長</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあっては、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>の服務並びに総括課長、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、報道監及び政策調査監の服務に関する事項。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の<u>総合政策部長</u>にあっては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。</p> <p>3 [略] (企画室長等共通専決事項)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 本庁の首席政策監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調査監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事項。</p> <p>(2) 政策調査監の休暇その他の<u>服務及び職員の服務</u>に関する事項。</p> <p>(3) 政策調査監の旅行命令及び復命書の受理に関する事項。 (企画室長及び総務室長共通専決事項)</p> <p>第14条 本庁の企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 企画室又は総務室の交通政策参事、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事項。</p> <p>(3) 企画室又は総務室の担当課長及び特命課長の休暇その他の<u>服務並びに職員の服務</u>に関する事項。</p> <p>(4) 企画室又は総務室の交通政策参事、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事項。</p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、<u>次条第3号から第7号までに掲げる事項（担当技監を置かない部に限る。）</u>及び<u>第16条に定める事項</u>を専決することができる。</p> <p>(担当技監共通専決事項)</p> <p>第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部の担当事務の処理方針の決定及び実施に関する事項。</p> <p>(2)～(7) [略] (総括課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 本庁の<u>地域振興支援室長</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 室に置かれる特命参事、報道監、競馬改革推進監、防災危機管理監、首席技术指导员、担当课长及び特命课长の超過勤务命令、休日勤务命令、宿直勤务命令及び日直勤务命令に関する事項。</p> <p>(6) 室に置かれる特命参事、報道监の休暇並びに竞马改革推进监、防灾危机管理监、首席技术指导员、担当课长及び特命课长の休暇その他の<u>服务并びに职员的服務</u>に関する事項。</p> <p>(7) 室に置かれる特命参事、報道监、竞马改革推进监、防灾危机管理监、担当课长及び特命课长の旅行命令及び復命书の受理に関する事項。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の<u>地域振興支援室長</u>、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、竞馬改革推進室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあっては、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p>
---	--

<p>6 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課及び森林保全課の特命参事にあっては、同項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。</p> <p>（担当課長等共通専決事項）</p> <p>第17条 本庁の担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監及び政策調査監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>（主管室課及び出納局の管理担当課長共通専決事項）</p> <p>第18条 主管室課及び出納局の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 物品の交換及び譲与に関すること。</p> <p>(16)～(23) [略]</p> <p>（総括課長等指定職員専決事項）</p> <p>第19条 室長、総括課長、所長又は出納局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は出納局長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>（総合政策室の室長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第20条 政策推進課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策室長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 経営評価課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策室長専決事項</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>行政品質向上担当課長専決事項</p> <p>(1) いわてマネジメントシステムの推進その他の行政品質の向上の総括に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 広聴広報課の分掌事務について、総合政策室長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総合政策室長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>（地域振興部の部長、室長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 NPO・国際課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 生活文化行政に関すること。</p> <p>(4) 国際交流施策及び国際協力施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。</p> <p>(5) 一般旅券に関すること。</p> <p>(6) いわて県民情報交流センターの運営に関すること。</p> <p>(7) いわて県民活動交流センターの管理に関すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>5 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課の特命参事にあっては、同項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。</p> <p>（担当課長等共通専決事項）</p> <p>第17条 本庁の担当課長、特命課長、防災危機管理監、報道監、政策調査監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>（主管室課及び出納局の管理担当課長共通専決事項）</p> <p>第18条 主管室課及び出納局の管理担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 物品の交換及び譲渡に関すること。</p> <p>(16)～(23) [略]</p> <p>（総括課長等指定職員専決事項）</p> <p>第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長若しくは所長（総括課長又は所長が直接事務を担当する場合に限る。）又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>（総合政策部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第20条 政策推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>部長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>2 経営評価課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>部長専決事項</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>行政経営担当課長専決事項</u></p> <p>(1) 行政品質の向上の総括に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 広聴広報課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>部長専決事項</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>[略]</p> <p>（地域振興部の部長、室長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第21条 地域企画室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 NPO・文化国際課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。</p> <p>(4) NPO活動交流センターの運営に関すること。</p> <p><u>文化振興担当課長専決事項</u></p> <p>(1) 文化芸術振興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 国際交流及び国際協力に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 国際交流及び国際協力に係る施策の推進に係る関係団体の指導に関すること。</p> <p>(4) 国際交流センターの運営に関すること。</p> <p>(5) 一般旅券に関すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（環境生活部の室長、総括課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第22条 [略]</p>
--	---

<p>2 [略]</p> <p>3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>廃棄物対策担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>資源循環担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>廃棄物処理モデル施設担当課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 社会福祉研修の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>管理担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>2 医療国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 国民健康保険及び<u>後期高齢者医療</u>に関する保険医療機関若しくは保険薬局又は保健医療機関若しくは保健薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保健薬剤師その他の従業員の指導監督に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p><u>(15) 医師修学資金の貸付に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>国保担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>後期高齢者医療</u>に関すること（保険医療機関等及び保険医等の指導監督を除く。）。</p> <p>3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p><u>(1) 市町村が行う健康増進事業の援助に関すること（他課等の主管に属するもの及び保健所長への委任事項を除く。）。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>廃棄物対策担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。</u></p> <p>資源循環担当課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 保健福祉企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 社会福祉研修の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>管理担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>2 医療国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 国民健康保険及び<u>後期高齢者医療</u>に関する保険医療機関若しくは保険薬局又は保健医療機関若しくは保健薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保健薬剤師その他の従業員の指導監督に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p><u>(15) 医師修学資金の貸付に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>国保担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>後期高齢者医療</u>に関すること（保険医療機関等及び保険医等の指導監督を除く。）。</p> <p>3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健康予防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 肝炎治療特別促進事業に係る受給者の認定及び医療費の支払に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p><u>(1) 市町村が行う健康増進事業の援助に関すること（他課等の主管に属するもの及び保健所長への委任事項を除く。）。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)</p> <p>第24条 商工企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>
--	---

計量担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

2～7 [略]

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 農林水産企画室の分掌事務について、室長及び特命参事の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

特命参事専決事項

(1) 岩手県競馬組合の経営改善支援対策に関すること。

2～8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 岩手県競馬組合に関すること (農林水産企画室の主管に属するものを除く。)。

[略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 強い林業・木材産業づくり交付金事業の推進に関すること。

[略]

林業担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 強い林業・木材産業づくり交付金事業の実施に関すること。

[略]

11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

特命参事専決事項

(1) 県有林事業及び林業公社の経営改善に関すること。

[略]

13・14 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）の規定による道路及び公園等に係る勧告及び公表に関すること。

(4)～(9) [略]

[略]

8～11 [略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2 [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 自治宝くじに関すること。

管理担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

2～7 [略]

(農林水産部の室長、担当技監、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第25条 農林水産企画室の分掌事務について、室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

2～8 [略]

9 畜産課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 岩手県競馬組合に関すること（競馬改革推進室の主管に属するものを除く。）。

[略]

10 林業振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の推進に関すること。

[略]

林業担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の実施に関すること。

[略]

11 [略]

12 森林保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 県有林事業の経営改善に関すること。

[略]

13・14 [略]

15 競馬改革推進室の分掌事務について、室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 岩手県競馬組合の改革推進の支援に関すること。

(農林水産部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）の規定による道路及び公園等に係る勧告及び公表に関すること。

(4)～(9) [略]

[略]

8～11 [略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2 [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

調査担当課長専決事項

(1) 自治宝くじに関すること。

(2) 県債の定時償還に関すること。

[略]

4~7 [略]

(部に置く室の長等共通専決事項)

第33条 [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
地方振興局	室長等	企画総務部税務室長、農政部又は農林部の農村整備室長、土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長及び環境衛生室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、 <u>道路都市室長</u> 及び建築住宅室長、企画総務部管理主幹、盛岡地方振興局企画総務部企画振興課長、盛岡地方振興局林務部林務課長並びに釜石地方振興局農林部の農村整備事業を担当する技術主幹

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関する事項。	[略]	県南広域振興局花巻総合支局の地域支援部長及び釜石地方振興局の企画総務部長を除く。			
[略]					

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
(保健福祉環境部長等専決事項)		

第35条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、県南広域振興局及び盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長にあっては同項の表2の項、4の項、5の項及び10の項から14の項までに掲げる事項を、盛岡地方振興局保健福祉環境部の環境衛生室長にあっては同表15の項から18の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
地方振興局	部長	[略]
地方振興局	室長等	盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長及び環境衛生室長

4 花巻総合支局保健福祉環境部の遠野保健福祉センター所長、一関総合支局保健福祉環境部の大東支所長及び宮古地方振興局保健福祉環境部の岩泉出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

4~7 [略]

(部に置く室の長等共通専決事項)

第33条 [略]

2 前条第3項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

[略]		
地方振興局	室長等	企画総務部税務室長、農政部又は農林部の農村整備室長、土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長、盛岡地方振興局農政部農業振興室長、盛岡地方振興局土木部の管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 及び建築住宅室長、企画総務部管理主幹、盛岡地方振興局企画総務部企画振興課長、盛岡地方振興局林務部林務課長並びに釜石地方振興局農林部の農村整備事業を担当する技術主幹

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第34条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局の企画総務部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	広域振興局経営企画部長	広域振興局総務部長	総合支局地域支援部長	地方振興局企画総務部長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関する事項。	[略]	県南広域振興局花巻総合支局の地域支援部長並びに盛岡地方振興局及び釜石地方振興局の企画総務部長を除く。			
[略]					

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第2において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

[略]		
(保健福祉環境部長等専決事項)		

第35条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、県南広域振興局及び盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長にあっては同項の表2の項、4の項、5の項及び10の項から14の項までに掲げる事項を、盛岡地方振興局保健福祉環境部の環境衛生室長にあっては同表15の項から18の項までに掲げる事項を専決することができる。

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第3において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

[略]		
地方振興局	部長	[略]
地方振興局	室長等	盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長

4 花巻総合支局保健福祉環境部の遠野保健福祉センター所長及び宮古地方振興局保健福祉環境部の岩泉出張所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考	
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長		
[略]							
17 国有農地及び開拓財産の管理及び処分に関すること	[略]						
18 [略]							

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第4において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
総合支局	部長	[略]
	センター所長	[略]
[略]		

5 [略]

(水産部長専決事項)

第37条 [略]

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第6において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
(土木部長等専決事項)		
第38条 [略]		
2 [略]		

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第7において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
4・5 [略]		

(税務部長等専決事項)

第39条 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第9において同じ。）にある者が専決できる事項は、同表に掲げるとおりとする。

[略]		
2 [略]		

(工業技術集積支援センターワーク次長専決事項)

第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センターワーク次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 自動車関連産業人材育成支援事業及び自動車関連産業参入促進支援事業の決定等に関すること。

(1)～(3) [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者					備考	
	広域振興局農林部長	総合支局農林部長	地方振興局農政部長	地方振興局林務部長	地方振興局農林部長		
[略]							
17 国有農地及び開拓財産の管理及び処分に関すること	[略]						
17の2 農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援交付金に限る。）に係る導入計画及び生産計画に対する意見並びに実施状況の確認に関すること。							
18 [略]	[略]						

2 [略]

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第4において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

[略]		
総合支局	部長	[略]
	室長等	北上総合支局農林部の県有林業務を担当する技術主幹
	センター所長	[略]
[略]		

5 [略]

(水産部長専決事項)

第37条 [略]

2 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第6において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

[略]		
(土木部長等専決事項)		
第38条 [略]		
2 [略]		

3 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第7において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第7に掲げるとおりとする。

[略]		
4・5 [略]		

(税務部長等専決事項)

第39条 広域振興局等の長に委任された事務のうち次の表の左欄に掲げる広域振興局、総合支局及び地方振興局の同表中欄に定める職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第9において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

[略]		
2 [略]		
第40条 県南広域振興局の工業技術集積支援センターワーク次長の専決できる事項は、次のとおりとする。		
(1) <u>自動車関連産業人材育成支援事業の決定等に</u> 関すること。		

(2) [略]

(課長等専決事項)

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長、支所長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあっては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあっては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあっては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(産業技術短期大学の校長等の専決事項)

第51条 産業技術短期大学校の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副校長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

事務局長及び教育部長専決事項

(1)～(3) [略]

(2) [略]

(課長等専決事項)

第42条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の監、保健福祉環境センター所長、課長、特命課長及び出張所長（岩手出張所長を除く。）並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局、総合支局若しくは地方振興局の部長、室長、岩手出張所長、所長、管理主幹又は釜石地方振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、広域振興局の課長等にあっては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、総合支局の課長等にあっては総合支局長があらかじめ指定したものを、地方振興局の課長等にあっては地方振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

(産業技術短期大学校の校長等の専決事項)

第51条 産業技術短期大学校の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副校長専決事項

(1) 職員の事務分担に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

事務局長及び教育部長共通専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(5) 軽易な事実の証明に関すること。

(6) その他前各号に準ずる軽易な事項

事務局長専決事項

(1) 被服の貸与に関すること。

(2) 行政文書の開示の決定に関すること（軽易なものに限る。）。

(3) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項（軽易なものに限る。）。

(4) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事項。

(5) 租税特別措置法及び租税特別措置法施行規則の規定による証明及び必要な書類の提出に関する事項。

2 産業技術短期大学校の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学校の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分（取壊しその他これに類する場合に限る。）に関する事項。

(2) 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満（設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満）の建設工事を執行すること。

(3) 産業技術短期大学校条例（平成8年岩手県条例第29号）第14条に規定する授業料の免除に関する事項。

3 産業技術短期大学校の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学校の事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 防火管理者を定めること。

(2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。

(3) 公舎への入居を承認し、及び当該公舎に居住する期間を指定すること。

(4) 公舎への入居及び公舎からの退舎の届出を受理すること。

(5) 宿泊施設の使用を許可し、及び利用を承認すること。

(6) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が極めて小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(7) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。

(8) 県税以外の収入金を徴収すること。

(9) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。

(10) 令達された歳出予算の範囲内で、支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの及び物品の購入に係るもの並びに複写機の貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

- (11) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (12) 令達された歳出予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (13) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (14) 貸与被服、動物及び生産物の処分をすること。
- (15) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (16) 物品の出納通知をすること。
- (17) 訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）第10条に規定する訓練手当の支給及び支給日の変更に関すること。

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 農業研究センターの所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副所長専決事項

- (1) 部長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長の休暇その他の服務に関すること。

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの総務部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの総務部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

5 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室、農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室及び農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の休暇その他の服務（農業研究センター園芸畑作部南部園芸研究室長にあっては、軽易なものに限る。）に関すること。

2・3 [略]

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条～第33条関係）

事務	委任	専決権者								備考	
		広域振興局		総合支局			地方振興局				
広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長等	室長等	総合支局长	部長	室長	セントーセンター所長	部長等	室長等	
[略]											
16 1億5,000万円以上の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るもの）を除く。）											
[略]											
17 1億5,000万円未満の補助金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るもの）を除く。）											
[略]											

備考 [略]

- (11) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (12) 令達された歳出予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (13) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (14) 貸与被服、動物及び生産物の処分をすること。
- (15) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (16) 物品の出納通知をすること。
- (17) 訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）第10条に規定する訓練手当の支給及び支給日の変更に関すること。

(農業研究センター所長等専決事項)

第53条 農業研究センターの所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副所長専決事項

- (1) 部長及び部に属さない職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 部長及び部に属さない職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (3) 部長及び部に属さない職員の休暇その他の服務に関すること。

2 [略]

3 前項に定めるもののほか、農業研究センターの企画管理部長、畜産研究所長及び県北農業研究所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4 農業研究センター所長に委任された事務のうち農業研究センターの企画管理部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

5 [略]

(研究室長等共通専決事項)

第54条 農業研究センター技術部南部園芸研究室、農業研究センター畜産研究所外山畜産研究室及び農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室の研究室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 職員の休暇その他の服務（農業研究センター技術部南部園芸研究室長にあっては、軽易なものに限る。）に関すること。

2・3 [略]

別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条～第33条関係）

事務	委任	専決権者								備考	
		広域振興局		総合支局			地方振興局				
広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長等	室長等	総合支局长	部長	室長	セントーセンター所長	部長等	室長等	
[略]											
16 1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るもの）を除く。）											
[略]											
17 1億5,000万円未満の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる場合及び地域振興推進費に係るもの）を除く。）											
[略]											

備考 [略]

別表第3 広域振興局等の長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長等及び保健福祉環境
部長等専決事項（第5条、第31条、第35条関係）

別表第3 広域振興局等の長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長等及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第31条、第35条関係）

		は立入検査													花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
5 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)の施行に関する事務	第5条	受理書の交付	○	○	○	○	○	○	○	○					県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第12条第1項 [略]	登録及び更新並びに通知	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第13条第2項において準用する第10条 [略]	登録の変更及び通知	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第14条	登録簿の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第16条	登録の抹消	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第20条の2第4項	報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第22条第3項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第23条 [略]	指導及び助言	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第43条	報告の徵収	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第44条第1項 [略]	立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○					
7 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第33条第1項において準用する第12条第1項 [略]	登録及び更新並びに通知	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者(フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)に係る国土交通大臣からの通知の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第32条第2項(同項ただし書きを除く。)及び同条第4項	第二種フロン類回収業者(フロン回	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第5条	受理書の交付	○	○	○	○	○	○	○	○					
	6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。)の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第12条第1項 [略]	登録及び更新並びに通知	○	○	○	○	○	○	○					
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第13条第2項において準用する第10条 [略]	登録の変更及び通知	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第14条	登録簿の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第16条	登録の抹消	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第20条の2第4項	報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第22条第3項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第23条 [略]	指導及び助言	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第43条	報告の徵収	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第44条第1項 [略]	立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○					
7 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	第29条第1項、第30条第2項(第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第33条第1項において準用する第12条第1項 [略]	登録及び更新並びに通知	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者(フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)に係る国土交通大臣からの通知の受理	○	○	○	○	○	○	○	○					
	第32条第2項(同項ただし書きを除く。)及び同条第4項	第二種フロン類回収業者(フロン回	○	○	○	○	○	○	○	○					

において準用する第30条第2項	収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の登録及び通知										
[略]											
第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者(フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。)の変更の登録及び通知	○	○	○		○		○	○	○	○
[略]											
第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知	○	○	○		○		○	○	○	○
第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧	○	○	○		○		○	○	○	
第33条において準用する第16条	登録の抹消	○	○	○		○		○	○	○	
第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理	○	○	○		○		○	○	○	
第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理	○	○	○		○		○	○	○	
第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知	○	○	○		○		○	○	○	
[略]											
第42条第1項	指導及び助言	○	○	○		○		○	○	○	
[略]											
第70条	報告の徵収	○	○	○		○		○	○	○	
第71条第1項	立入検査	○	○	○		○		○	○	○	
8 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第14条（第22条第1項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第3項（第22条第1項及び第28条第2項	届出の受理	○	○	○		○		○	○	

	取								
第90条第2項	届出の受理(騒音発生施設を設置している者に係るものを除く。)	○	○	○		○		○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
第92条第1項	立入検査(騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。)	○	○	○		○		○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
第93条	報告の徴収(騒音発生施設を設置している者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に係るものを除く。)	○	○	○		○		○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
9 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号)の施行に関する事務	第45条	受理書の交付(ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設に係るものに限る。)	○	○	○		○		
10 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	第5条、第6条第1項、第7条、第10条、第11条第3項並びに第14条の2第1項及び第2項	届出の受理	○	○	○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第8条	計画の変更又は廃止の命令	[略]						県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第9条第2項	実施制限期間の短縮	○	○	○		○		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第13条第1項及び第13条の2第1項	改善又は一時停止の命令	[略]						県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第14条の2第3項	事故時の措置今今	[略]						県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。

14 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の施行に関する事務	第5条第2項	届出の受理	[略]		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第5条第3項	意見の添付	[略]		県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
15 採石法(昭和25年法律第291号)の施行に関する事務	第32条及び第32条の3第2項	登録及び通知	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第32条の6第2項、第32条の7第1項及び第32条の8	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第32条の11	登録の消除	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第33条	採取計画の認可	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第33条の5第1項	採取計画の変更の認可	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第33条の5第2項及び第4項並びに第33条の10	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第33条の6	関係市町村長からの意見の聴取等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第34条の6	指導及び助言	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第42条第1項	報告の徴収又は立入検査	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第42条の2	国等との協議	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
16 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事務(広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所に係るもの)を除く。)	第3条及び第5条第2項	登録及び通知	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第8条第2項、第9条第1項及び第10条	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第13条	登録の消除	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第16条及び第20条第1項	採取計画の認可及び変更の認可	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第20条第2項及び第3項並びに第24条	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第33条	報告の徴収	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第34条第2項	立入検査等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第36条第3項	関係市町村長への通報	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
	第41条第1項	指導及び助言	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第43条	国等との協議	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第9条第3項	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]				
17 廃棄物の処理及び清掃に関する	第9条第3項	届出の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	第12条の3 第6項	報告の受理	○	○	○		○		○		
	第12条の6	勧告	○	○	○		○		○		
	[略]										
	第14条の2 第3項及び 第14条の5 第3項において準用する第7条の2第3項	届出の受理(県内に事業所を有する者に係るものに限る。)	○	○	○		○		○		
	第15条の2 の5第3項において準用する第9条第3項	届出の受理	○	○	○		○		○		
	[略]										
	第18条第1項	報告の徵収(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るもの除去。)	○	○	○		○		○		
	第19条第1項	立入検査(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るもの除去。)	○	○	○		○		○		
	[略]										
	第21条の2 第1項	事故時の届出の受理	○	○	○		○		○		
[略]											
18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の施行に関する事務	第8条の29	報告の受理	○	○	○		○		○		
19 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	第19条	指導及び助言	○	○	○		○		○		
[略]											
第42条第1項、第44条第2項、第53条第1項及び第55条第2項	登録及び通知	○	○	○		○		○			
	第46条第1項、第48条第1項（第59条において準用する場合を含む。）及び第57条第1項	届出の受理	○	○	○		○		○		
	第46条第2項、同条第3項において準用する第44条第2項、第57条第2項及び同条第3項において準用する第55条第2項	登録の変更及び通知	○	○	○		○		○		
	第47条（第59条において準用する場合を含む。）	登録簿の閲覧	○	○	○		○		○		

	の除 去 等								
	第29条第2項	実地調査の通知	○	○	○		○		○
26 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務		[略]							
	第18条第4項	届出の受理	○	○	○		○		○
	[略]								
	第34条第1項	報告の徴収	○	○	○		○		○
27 温泉法施行条例（平成12年岩手県条例第26号）の施行に関する事務		第35条第1項	立入検査	○	○	○		○	○
28 自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務（国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）		第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第14条	届出の受理	○	○	○		○	○
	第13条第6項、第7項及び第8項、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項	行為の禁止等	[略]						
	第26条第2項	行為の禁止等の期間の延長	[略]						
	第26条第4項	行為の着手制限期間の短縮	○	○	○		○		○
	第26条第6項	原状回復等の命令	[略]						
	第27条第1項	報告の徴収及び立入検査等	[略]						
[略]		第56条第3項及び第4項	通知の受理及び国との協議	○	○	○		○	○
[略]		第66条第2項において準用する第56条（第2項を除く。）	通知の受理及び国との協議	○	○	○		○	○
90 墓・立自然	第10条第4項	工作物	○	○	○		○		○

	の除去等								花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第29条第2項	実地調査の通知	○	○	○		○	○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
26 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務	[略]								
	第18条第4項	届出の受理	○	○	○		○	○	
	[略]								
	第34条第1項	報告の徵収	○	○	○		○	○	
27 温泉法施行条例（平成12年岩手県条例第26号）の施行に関する事務	第35条第1項	立入検査	○	○	○		○	○	
	第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項並びに第14条	届出の受理	○	○	○		○	○	
28 自然公園法（昭和32年法律第161号）の施行に関する事務（国立公園に係るもの及び2以上の広域振興局等の所管区域にわたるものを除く。）	第13条第6項、第7項及び第8項、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項	届出の受理	○	○	○		○	○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第26条第2項	行為の禁止等	[略]						
	第26条第4項	行為の禁止等の期間の延長	[略]						
	第26条第6項	行為の着手制限期間の短縮	○	○	○		○	○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第27条第1項	原状回復等の命令	[略]						
	第28条第1項及び第2項	報告の徵収及び立入検査等	[略]						
	[略]								
	第56条第3項及び第4項	通知の受理及び国の機関との協議	○	○	○		○	○	県南広域振興局花巻総合支局の保健福祉環境部長を除く。
	第66条第2項において準用する第56条（第2項を除く。）	通知の受理及び国の機関との協議	○	○	○		○	○	

公園条例 (昭和33年 岩手県条例 第53号)の 施行に関する事務(2 以上の広域 振興局等の 所管区域に わたるもの を除く。)	項目第1号	の新築、 改築及び 増築の許可															
	第10条第4項第2号	木竹の伐採の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第3号	土石の採取の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第4号	水位等の増減をきたす行為の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第5号	広告物の設置等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第6号	土石等の集積及び貯蔵の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第7号	水面の埋立て又は干拓の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第8号	土地の形状変更の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第9号	高山植物の採取等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第10号	指定動物の捕獲等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第11号	屋根等の色彩の変更の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第12号	指定区域への立入りの許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第13号	指定区域内における車馬の使用等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第14号	風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第5項から第7項まで及び第12条第1項	届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第12条第2項	行為の禁止等	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	[略]																
30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項及び第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付(学術研究の目的に係る場合であつて捕獲等又は採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

公園条例 (昭和33年 岩手県条例 第53号)の 施行に関する事務(2 以上の広域 振興局等の 所管区域に わたるもの を除く。)	項目第1号	の新築、 改築及び 増築の許可															
	第10条第4項第2号	木竹の伐採の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第3号	土石の採取の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第4号	水位等の増減をきたす行為の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第5号	広告物の設置等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第6号	土石等の集積及び貯蔵の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第7号	水面の埋立て又は干拓の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第8号	土地の形状変更の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第9号	高山植物の採取等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第10号	指定動物の捕獲等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第11号	屋根等の色彩の変更の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第12号	指定区域への立入りの許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第13号	指定区域内における車馬の使用等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第4項第14号	風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第10条第5項から第7項まで及び第12条第1項	届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	第12条第2項	行為の禁止等	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	[略]																
30 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項及び第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに許可証の交付(学術研究の目的に係る場合であつて捕獲等又は採取	○	○	○	○	○	○	○	○	○						

	管区域にわたるもの(を除く。)								
[略]									
第12条第3項	対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認	○	○	○		○		○	○
[略]									
第15条第4項及び同条第11項において準用する第9条第7項	指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可及び指定猟法許可証の交付	○	○	○		○		○	○
第15条第7項	指定猟法許可証の再交付	○	○	○		○		○	○
第15条第9項	指定猟法許可証の返納の受理	○	○	○		○		○	○
[略]									
第19条第1項及び第3項	飼養の登録及び登録証の交付	○	○	○		○		○	○
第19条第5項	登録の更新	○	○	○		○		○	○
第19条第6項	登録票の再交付	○	○	○		○		○	○
第20条第3項	登録鳥獣の譲受け等の届出の受理	○	○	○		○		○	○
第21条第1項	登録票の返納の受理	○	○	○		○		○	○
[略]									
第24条第1項及び第5項	販売禁止鳥獣の販売の許可及び販売許可証の交付	○	○	○		○		○	○
第24条第6項	販売禁止鳥獣の販売許可証の再交付	○	○	○		○		○	○
第24条第8項	販売許可証の返納の受理	○	○	○		○		○	○
[略]									
第28条の2第4項	鳥獣保護区における保全事業の同意(鳥獣保護区の区域が2以上の広域振興局等の所管以上の広域振興局等の所管区域にわ)	○	○	○		○		○	○

	管区域にわたるもの(を除く。)								
[略]									
第12条第3項	対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認	○	○	○		○		○	
[略]									
第15条第4項及び同条第11項において準用する第9条第7項	指定獵法による鳥獣の捕獲等の許可及び指定獵法許可証の交付	○	○	○		○		○	
第15条第7項	指定獵法許可証の再交付	○	○	○		○		○	
第15条第9項	指定獵法許可証の返納の受理	○	○	○		○		○	
[略]									
第19条第1項及び第3項	飼養の登録及び登録証の交付	○	○	○		○		○	
第19条第5項	登録の更新	○	○	○		○		○	
第19条第6項	登録票の再交付	○	○	○		○		○	
第20条第3項	登録鳥獣の譲受け等の届出の受理	○	○	○		○		○	
第21条第1項	登録票の返納の受理	○	○	○		○		○	
[略]									
第24条第1項及び第5項	販売禁止鳥獣の販売の許可及び販売許可証の交付	○	○	○		○		○	
第24条第6項	販売禁止鳥獣の販売許可証の再交付	○	○	○		○		○	
第24条第8項	販売許可証の返納の受理	○	○	○		○		○	
[略]									
第28条の2第4項	鳥獣保護区における保全事業の同意(鳥獣保護区の区域が2以上の広域振興局等の所管区域にわたるもの(を除く。))	○	○	○		○		○	

	たるもの	のを除く。)									
[略]											
第29条第7項	行為の許可	○	○	○		○		○	○	○	○
[略]											
第35条第3項及び同条第12項において準用する第24条第5項	捕獲等の承認及び承認証の交付	○	○	○		○		○	○	○	
第35条第8項	承認証の再交付	○	○	○		○		○	○	○	
第35条第10項	承認証の返納の受理	○	○	○		○		○	○	○	
[略]											
第46条第1項	狩猟免状の記載事項の変更の届出の受理	○	○	○		○		○	○	○	
第54条	狩猟免状の返納の受理	○	○	○		○		○	○	○	
第65条	狩猟者登録証等の返納の受理(県外に住所を有する者に係るもの)を除く。)	○	○	○		○		○	○	○	
第66条	狩猟者登録に係る狩猟結果の報告の受理(県外に住所を有する者に係るもの)を除く。)	○	○	○		○		○	○	○	
[略]											
第75条第1項	報告の徴収(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○	○		○		○	○	○	
第75条第2項及び第3項	立入検査及び立入調査	○	○	○		○		○	○	○	
[略]											
[略]											
32 烏獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)の施行に関する事務	第7条第11項から第14項まで	届出の受理(広域振興局等の長に委任されている事項に係るものに限る。)	○	○	○		○		○	○	
	第11条の2第5項	捕獲等の承認証の交付	○	○	○		○		○	○	
	第11条の2第7項	承認証の再交付	○	○	○		○		○	○	

	第11条の2 第9項及び 第10項、第 15条第6項 及び第7項、 第20条第5 項及び第6 項、第24条 第5項及び 第6項、第 42条第5項 及び第6項、 第50条並び に第65条第 10項	届出の 受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	[略]		第11条の2 第9項及び 第10項、第 15条第6項 及び第7項、 第20条第5 項及び第6 項、第24条 第5項及び 第6項、第 42条第5項 及び第6項、 第50条並び に第65条第 10項	届出の 受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	[略]	
33 岩手県希 少野生動植物の保護に 関する条例 (平成14年 岩手県条例 第26号) の 施行に関する事務	[略]	第13条第1 項及び第5 項	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			33 岩手県希 少野生動植物の保護に 関する条例 (平成14年 岩手県条例 第26号) の 施行に関する事務	[略]	第13条第1 項及び第5 項	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	第13条第6 項	従事者 証の交付(捕獲 等の区域が2 以上の広域振 興局等の所管 区域にわたる ものを除く。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			第13条第6 項	従事者 証の交付(捕獲 等の区域が2 以上の広域振 興局等の所管 区域にわたる ものを除く。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第13条第7 項	許可証 及び従 事者証 の再交 付(捕獲 等の区域 が2以上 の広域振 興局等 の所管 区域に わたる ものを 除く。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			第13条第7 項	許可証 及び従 事者証 の再交 付(捕獲 等の区域 が2以上 の広域振 興局等 の所管 区域に わたる ものを 除く。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	[略]	第15条第1 項	報告微 収及び 立入検 査(広域 振興局 等の長 に委任 されて いる事 項に係 るもの に限る。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		第15条第1 項	報告微 収及び 立入検 査(広域 振興局 等の長 に委任 されて いる事 項に係 るもの に限る。)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	第16条第1 項及び第2 項	特定希 少野生 動植物 事業届 出の受 理及び 届出済 証の交 付(事業 の区域 が2以	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			第16条第1 項及び第2 項	特定希 少野生 動植物 事業届 出の受 理及び 届出済 証の交 付(事業 の区域 が2以	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

健福祉環境部長を除く。

[略]

備考1 [略]

2 「地方振興局」欄の「室長等」とは、1の項から34の項までにあっては盛岡地方振興局保健福祉環境部の環境衛生室長を、35の項から67の項までにあっては盛岡地方振興局保健福祉環境部の保健福祉室長をいう。

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項（第5条、第31条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者								備考	
			委任		広域振興局		総合支局		地方振興局			
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局长	部長	室長等		
[略]												

15 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関する事務	[略]	第11条の26において権限が属することとされる信託法（大正11年法律第62号）第23条、第46条、第47条及び第58条	信託財産の管理方法の変更受託者の辞任の許可、受託者の解任及び信託解除の命令	○		○						
-----------------------------------	-----	---	---------------------------------------	---	--	---	--	--	--	--	--	--

[略]

備考 [略]

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項（第5条、第31条、第36条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者				備考		
			委任		広域振興局		総合支局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局长			
[略]											

15 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関する事務	[略]	第11条の26において権限が属することとされる信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第64条第1項、第123条第4項及び第131条第4項	検査役等の選任	○		○						
		第11条の26において権限が属することとされる信託法第46条第5項、第71条第1項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第127条第6項（同法第137条において準用する場合を含む。）	検査役等の報酬等の決定	○		○						
		第11条の26において権限が属することとされる信託法第47条第2項及び第3項	報告の徵収	○		○						
		第11条の26において権限が属することとされる信託法第47条第6項	措置命令	○		○						
		第11条の26において権限が属することとされる信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。））	受託者等の辞任の許可	○		○						

備考 [略]

別表第5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第5条、第31条、第36条、第41条関係）

事務	条項	内容	委任	専決権者								備考	
				広域振興局		総合支局			地方振興局				
				広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	
〔略〕													
2 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	〔略〕			第12条において権限が属することとされる信託法第22条第1項ただし書及び第46条	信託財産を固有財産とするための許可及び信託組合の受託者の辞任の許可	○	○		○			○	

備考 [略]

別表第5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第5条、第31条、第36条、第41条関係）

[略]

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

備考 [略]

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	項目	内容
保健所長	[略]		
	17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略] 第8条、第8条の 2、第9条、 <u>第51</u> <u>条第1項</u> 、第55条 第5項及び附則第 2条第1項	[略]
		[略]	
		第18条	[略]
		<u>第21条第1項</u>	<u>病院の人員の特例の許可</u>
		第24条第1項	[略]
		[略]	
	[略]		
	23 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関する事務	<u>第7条第3項</u>	[略]
	[略]		
	36 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略] 第18条	[略]
		第20条	[略]
		[略]	
	[略]		
	49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略] 第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。）	[略]
		第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第32条及び第39条の3第1項	[略]
		[略]	
	[略]		
	53 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）の施行に関する事務	第11条、第16条、 第22条及び第28条	特定毒物使用者の指定
		第33条	登録票の交付
		第35条及び第36条	[略]

[略] る。

備考 [略]

別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

備考 [略]

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	[略] 第8条、第8条の2、第9条、 <u>第52条第1項</u> 、第55条第5項及び附則第2条第1項 [略] 第18条 第24条第1項 [略]	[略]
	[略]		
	23 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関する事務	第6条第3項	[略]
	[略]		
	36 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	[略] 第18条 <u>第19条の3</u> 第20条 [略]	[略] 健康増進事業の技術的援助等の実施 [略]
	[略]		
	49 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略] 第7条第3項（第27条において準用する場合を含む。） <u>第8条の2第1項</u> 及び第2項 第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第32条及び第39条の3第1項 [略]	[略] 報告の受理 [略]
	[略]		
	53 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）の施行に関する事務	第11条、 <u>第13条</u> 、 <u>第16条</u> 、 <u>第18条</u> 、 <u>第22条</u> 、 <u>第24条</u> 及び第28条 <u>第33条及び第36条の2第2項</u> 第35条及び第36条 <u>第36条の2第1項</u>	特定毒物使用者等の指定 登録票の交付（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。） [略] 登録票の返納の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）

54 毒物及び劇物取締法 施行規則（昭和26年厚生省令第4号）の施行に関する事務	第11条の3第3項 及び第16条	登録票の返納等の受理
[略]		
59 老人保健法（昭和57年法律第80号）の施行に関する事務	第21条	連絡調整
	第46条の20第1項	助言
[略]		
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]	
2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	第9条第1項	[略]
	第10条第1項	[略]
	第11条第3項	[略]
	第13条	児童福祉司等の意見の聴取
[略]		
児童相談所長	[略]	
2 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	第9条第1項	[略]
	第10条第1項	[略]
	第11条第3項	[略]
	第13条	児童福祉司等の意見の聴取
[略]		
[略]		

別表第12 広域振興局等以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学校条例（平成8年岩手県条例第29号）の施行に関する事務	[略]	
	2 訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の施行に関する事務	第8条第2項 第10条	受給資格の認定 支給日の変更
[略]			
職業能力開発校の長	[略]		
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第8条第2項 第10条	受給資格の認定 支給日の変更
[略]			

			限る。）
54 削除			
[略]			
59 削除			
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]		
2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	第8条の2第1項 第8条の2第2項 第8条の2第3項 第9条第1項 第9条の2 第9条の3第1項 及び第2項 第9条の3第3項 第9条の3第5項 第10条第1項 第10条の3 第11条第3項 第11条第4項 第13条	保護者に対する出頭要求等 保護者に対する出頭要求の告知 出頭拒否の場合の必要な措置 [略] 保護者に対する再出頭要求等 臨検又は捜索の指示 許可状の請求 許可状の交付 [略] 臨検等の結果の報告の受理 [略] 虐待を受けた児童への措置 施設入所等の措置の解除	
[略]			
児童相談所長	[略]		
2 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事務	第8条の2第1項 第8条の2第2項 第8条の2第3項 第9条第1項 第9条の2 第9条の3第1項 及び第2項 第9条の3第3項 第9条の3第5項 第10条第1項 第10条の3 第11条第3項 第11条第4項 第13条	保護者に対する出頭要求 保護者に対する出頭要求の告知 出頭拒否の場合の必要な措置 [略] 保護者に対する再出頭要求等 臨検又は捜索の指示 許可状の請求 許可状の交付 [略] 臨検等の結果の報告の受理 [略] 虐待を受けた児童への措置 施設入所等の措置の解除	
[略]			

備考 保健所長の款65の項中第18条並びに第19条第1項及び第3項の事務については、大船渡保健所長を除く。

別表第12 広域振興局等以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学校条例の施行に関する事務	[略]	
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第10条	訓練手当の支給及び支給日の変更
[略]			
職業能力開発校の長	[略]		
	2 訓練手当支給規則の施行に関する事務	第10条	訓練手当の支給及び支給日の変更
[略]			

備考 「略」

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年7月1日から施行する。